

新潟県の価格転嫁の状況と 取組について

1 県内の状況

(1) 原材料等価格高騰の影響に関する緊急調査（第8回）

調査対象：県内企業510社（回答：240社）

調査期間：令和7年8月15日～同年8月29日

目 的：県内企業の仕入価格の動向や価格転嫁の動向、経営への影響などを把握

〈過去の調査〉

第1回：R4.4.26～5.16、第2回：R4.7.27～8.16、第3回：R5.1.10～1.30、

第4回：R5.4.26～5.17、第5回：R5.8.25～9.13、第6回：R6.2.1～2.16、

第7回：R7.8.23～9.10

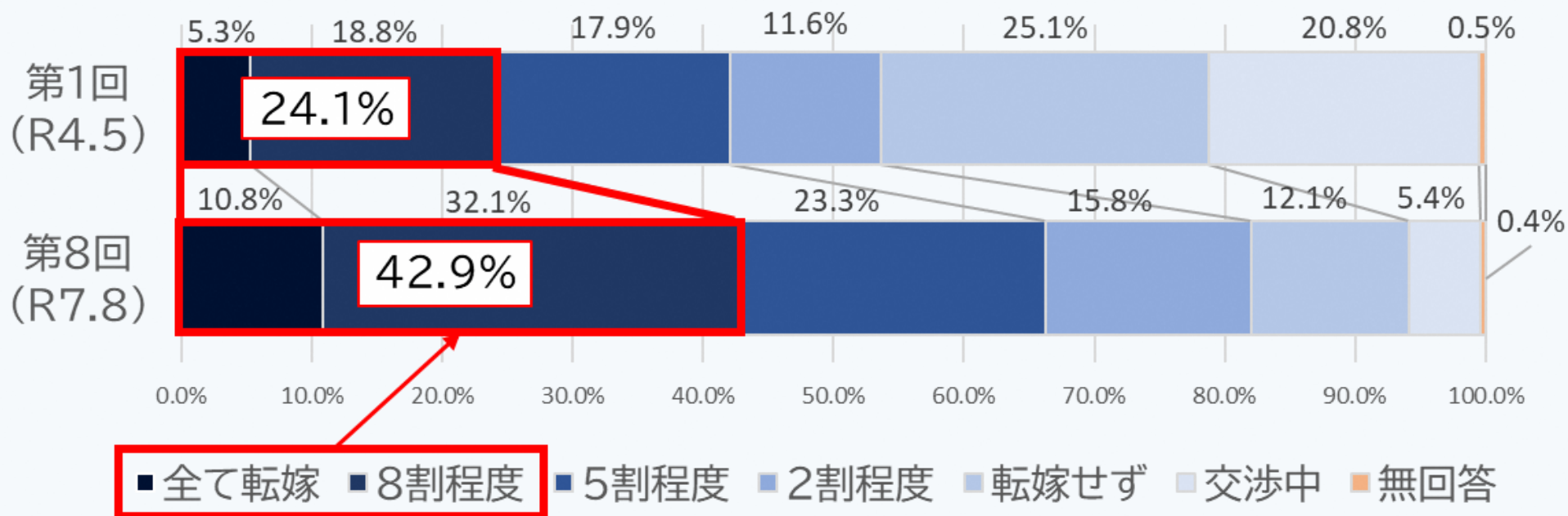
○ 第8回調査の概要

- ・「原材料価格」「エネルギー価格」「労務費」で収益を「大きく圧迫」されている企業は前回調査から増加
- ・約9割の企業が価格上昇が収益を「大きく圧迫」「やや圧迫」と回答
- ・「原材料価格の上昇」については、「概ね8割以上」の価格転嫁ができた企業は4割程度
- ・「エネルギー価格の上昇」、「労務費の上昇」については「概ね8割以上」の価格転嫁ができた企業は2割程度

1 県内の状況

(2) 原材料価格の価格転嫁

Q. 原材料の仕入価格の上昇を価格転嫁できましたか？

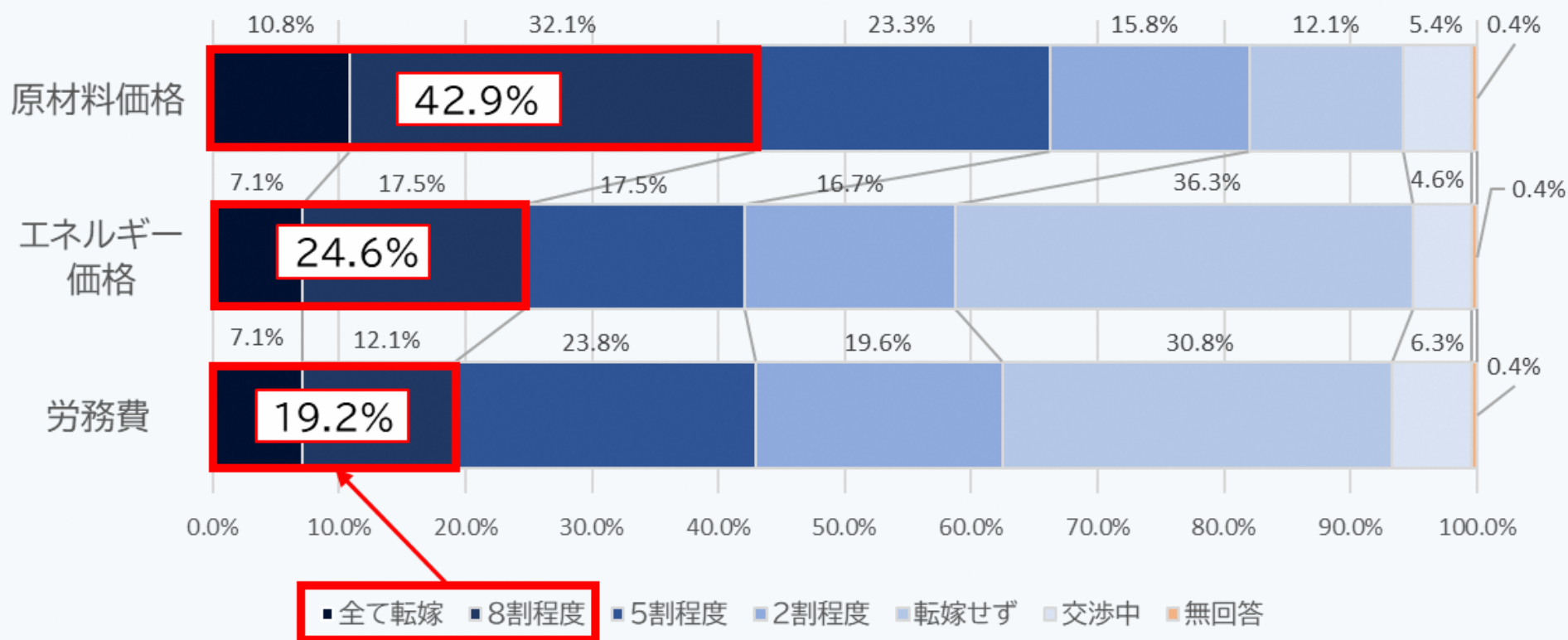


- ・ 原材料価格を価格転嫁できている企業の割合は徐々に増加している
- ・ 依然として、十分に価格転嫁ができていない企業も一定数いる

1 県内の状況

(2) エネルギー価格と労務費の価格転嫁

第8回調査における「原材料価格」「エネルギー価格」「労務費」の価格転嫁割合の比較



- ・ 原材料価格の価格転嫁と比較して、エネルギー価格や労務費の価格転嫁は低い水準

1 県内の状況

(3) 事業者からの声(第1～8回調査)

分類	価格転嫁に関する意見
ノウハウの習得	<u>どのように交渉</u> するか、何をしたら良いかの助言が欲しい
	価格転嫁を認めてもらうには、 <u>詳細なエビデンス</u> を出すよう求められるが、仕入先へ求めても出て来ないので提出できない
理解促進	製造業においては「人件費の捻出は自己努力」という慣例が根強く、 <u>交渉に応じてもらえない</u> ことが多い
	<u>競合への発注切替えの心配</u> が大きくなかなか価格転嫁のお願いは難しい
収益向上 生産性向上	賃金UPの要請や生産・輸送コストの増加による <u>価格転嫁も売上増加があつてのもの</u>
	<u>同業他者との価格競争</u> が厳しく、とても価格転嫁はできない状況

- ・ 価格交渉の進め方や資料の作成方法等ノウハウ習得のための支援が必要
- ・ 特に大企業や発注者側企業に対してサプライチェーン全体でコスト上昇を負担していくことの理解促進が必要
- ・ 企業の持続的な経営のため、価格転嫁の支援と合わせて総合的な経営支援が必要

2 価格転嫁促進の取り組み

(1) 困ったときの相談窓口

(公財)にいがた産業創造機構(NICO)で下請取引のトラブルや価格転嫁、経営相談等様々な相談を受け付けています。

下請かけこみ寺	下請取引に関するトラブルや不当な扱いを受けたと感じた時の相談窓口	☎025-384-0857
よろず支援拠点	価格交渉や価格決定のプロセスを含む、経営上のあらゆる悩みの相談窓口	☎025-246-0058
専門家派遣	専門家が原価計算の方法や価格交渉に必要な準備、実践方法等を直接支援 <価格交渉促進枠> 対 象 者：売上等が5%以上減少している中小企業 費 用：企業負担なし(無料) 派遣回数：最大5回／社	☎025-246-0056

- ・ 県で発注する業務（官公需）における価格転嫁等の相談は、新潟県出納局管理課（025-280-5495）で受け付けています。

2 価格転嫁促進の取り組み

(1) 困ったときの相談窓口(下請かけこみ寺相談事例)

こんな悩みを抱えていたら、下請かけこみ寺へご相談を！

CASE 1 代金の未払い・支払遅延

- 支払日を約定しているのに当日支払いがなかった。
- 取引先の事務処理手続きが遅れたことを理由に支払日に支払われなかった。
- 納品後の受入れ検査に時間がかかったため締日に間に合わず、支払が翌月回しとなった。
- 手形支払いのため受け取りまでに半年以上かかり、資金繰りが厳しい。



CASE 2 買ったとき

- 取引先の社内予算単価が低減されたことを理由に、受注単価を一方的に引下げられた。
- 発注単価がここ10年間、据え置かれている。
- 取引先の社内コスト引下げへの協力のため、一律一定額の引下げを指示された。
- 急ぎの品ということで土日なく作業して仕上げたが、代金は通常のままだった。



CASE 3 不当なやり直し

- 発注内容が途中で変更され、追加作業が発生したにも関わらず受注金額は変更されなかった。
- 納品後に仕様変更があり、追加的な作業を無償でさせられた。
- 検査基準の明示が無いまま不良品とされ、手直しをさせられた。



CASE 4 価格交渉

- 人件費等の増加分を受注価格に織り込みたいと発注者に求めたが、交渉に応じてくれない。
- 光熱費、原材料費などの値上げを申請すると、「他社はどこも言ってきてない」、「貴社だけです」と言われる。
- 価格交渉を行いたいが、資料の作成方法・交渉の仕方が分からない。



CASE 5 知的財産権の侵害

- 図面の開示を求められたので応じたところ、その図面を使って他会社に発注されてしまった。
- Webデザインの制作を下請受注し、制作後確認依頼のため提出したが、当該制作物を発注者が無断で第三者に売り渡してしまった。
- 試作品の製造を受注して作業したが、完成後に当社の独自ノウハウに関する部分も無償提供を要求された。



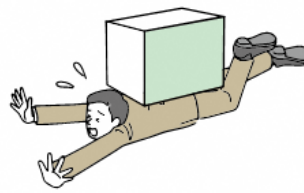
CASE 6 不当な受取拒否

- 在庫の余剰を理由に、受注部品を受領してくれなかった。
- 発注者の取引先からの納品延期を理由に、受注部品を受領してくれなかった。
- 検査に時間がかかっており、納品扱いに出来ない。



CASE 7 不当な返品

- 不良品の基準を知らされていないため、なぜ不良返品となるのか分からない。
- 以前は問題にしていなかった点を理由に、納品物を返品された。
- 発注者のブランド品をOEM製造しているが、市場で売れ残ったことを理由に引き取りを強要された。



CASE 8 代金の減額・値引き

- 発注者が事業不振のため、「協力」を理由に代金額から一定額を差し引かれた。
- 納得できない理由で不良品とされ、「手直し費用」として代金額を減額された。
- 「出精値引き」と称して発注者が一方的に代金額を差し引いた。
- 原材料価格が下落したため受注価格の値下げに応じたが、過去半年に遡って適用された。



2 価格転嫁促進の取り組み

(2) セミナーの実施やリーフレットの配布

専門家が価格交渉の事例や価格交渉のノウハウについて紹介を行うセミナーの実施や価格転嫁の県内の状況や支援制度等を紹介するリーフレットを配布しています。

セミナーの実施



セミナー動画QR

過去のセミナーの動画は県ホームページ（公式YouTube）で公開

<参考> R6年度プログラム

- ◆ 価格転嫁に関する国の取組状況
- ◆ よろず支援拠点への相談や価格交渉の事例
- ◆ 価格交渉や取引上の悩みに関する相談窓口の紹介

リーフレットの配布

発注者の皆様へ
パートナーシップ構築宣言への登録をお願いします

パートナーシップ構築宣言とは

国では、サプライチェーン全体の望ましい取引関係の構築を目指し、労務費や原材料費等の適切な価格転嫁を盛り込んだ「パートナーシップ構築宣言」の登録を進めています。（R7.3.12 県内登録690社）

宣言のイメージ

労務費・原料価格の上昇等 → 宣言！ → 価格転嫁の要請等 → 謝会社発注者 → 下請け受注者 → 望ましい取引関係

「パートナーシップ構築宣言」に登録すると、ポータルサイトに企業名が公表され、以下の優遇措置等を受けることが可能です。

- ① ログマークを使用した優良企業PR
- ② 国の一部の税制の優遇
- ③ 国や県の一部の補助金の審査加点等

パートナーシップ構築宣言登録後は

宣言は、社内全体、特に調達・購入等担当者への周知が重要で、国の調査では、登録企業の8割以上が宣言内容を周知または周知予定で、登録後は、会議や社内報の他、研修金を実施する等、積極的な社内周知を実施しましょう。

国の調査では、価格協議の申し入れに対して、6割以上の宣言登録企業が応じたと回答しています。多くの宣言登録企業が、積極的に価格交渉を行い、サプライチェーン全体の共存共栄に努めています。

社内全体の宣言周知（宣言企業調査）

周知方法	件数
会議等	5071
社内報	2637
経理からの指示	1875
社内で社内報	1641
社務員研修	1363
メール等	668
宣言文を配布	668
周知方法未定	4238
周知していない	2985

n=17,033 複数回答可

価格協議の対応状況（宣言企業調査）

対応状況	件数	割合
申し入れが無かった	5,655	33%
すべての協議に応じた	8,948	53%
一部の協議に応じた	2,288	13%
協議に応じなかった	112	1%

n=17,033

出展：パートナーシップ構築宣言取組状況アンケート（中小企業庁）

新潟県でも適切な価格転嫁に向けた発注に努めています！

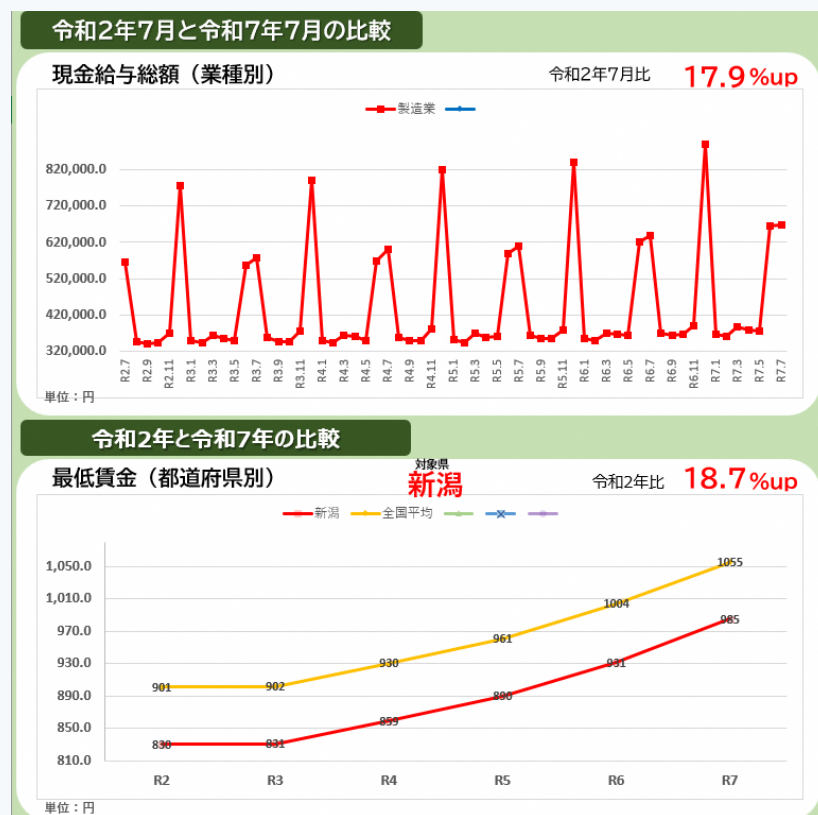
新潟県においても「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（R6.4.19 閣議決定）」に基づき、適切な価格交渉、価格転嫁へ配慮した発注に努めています。

2 価格転嫁促進の取り組み

(3) 県のHPで各種支援ツール等の紹介

国で実施する講習会や、誰でも自由に使うことのできる価格交渉支援ツール等、価格交渉で役立つツールや制度を県のHPで紹介しています。

【紹介例】「価格交渉支援ツール」(埼玉県)



作成は埼玉県ですが、日本銀行調査統計局や厚生労働省の全国平均の価格推移であり、新潟県でも使用可能です

2 価格転嫁促進の取り組み

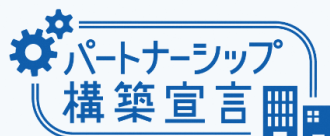
(4) パートナーシップ構築宣言の普及啓発

【パートナーシップ構築宣言】

国が実施する取組で、企業規模の大小に関わらず、企業が発注者の立場で自社の取引方針を宣言し、サプライチェーン全体の付加価値向上や大企業と中小企業の共存共栄を目指す取組

パートナーシップ構築宣言の内容

サプライチェーン全体の共存共栄を目指し、企業の代表者名で宣言するもの



- ・ 下請事業者からの協議の申し入れには十分協議する
- ・ 短納期発注や支払い遅延、無償保管等の負担要請はしない



宣言登録のメリット

- ポータルサイトに企業名掲載、ロゴマーク活用でPR可能
- 国や県の補助金の一部で審査上の加点措置創設
※県補助金の一部で宣言登録を要件化
- 国が実施する税制の優遇措置を利用可能

パートナーシップ構築宣言の登録企業数

	県内	全国
R7. 4. 1	701社 (全国23位)	62, 489
R7. 10. 15	1, 518社 (全国14位)	79, 671

2 価格転嫁促進の取り組み

(4) パートナーシップ構築宣言の普及啓発(登録方法)

STEP1:宣言文の作成



「登録方法」から
「ひな形」をDL

記載要領を参考に宣言文を作成

STEP2:ポータルサイト登録

「登録」ページで企業名等の
必須事項を入力し、宣言文を
アップロード

STEP3:宣言文の公開

登録後、概ね3～4日後に
「登録企業リスト」にて企
業名が公開。

○ ポータルサイト(トップページ)



- ・ 30分程度で登録可能
- ・ 下請取引が無くても、業種・規模を問わずに宣言可能

2 価格転嫁促進の取り組み

(5) その他の機運醸成に向けた取組

適切な価格転嫁の促進による地域経済の
活性化に向けた共同宣言

県内企業の価格転嫁が十分にできていない状況を踏まえ、地域経済の活性化や好循環の実現を図るため、経済団体、労働団体、行政機関12団体が一体となって共同宣言を発出(R5.12.27)



新潟県パートナーシップ構築宣言

国が推進する「パートナーシップ構築宣言」への県内企業の登録促進と、取引適正化に向けた機運醸成を図るため、県が公共調達において重点的に取り組む内容を宣言(R7.9.3)

